

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 秋田県秋田市新屋日吉町17番20号

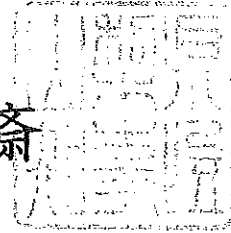
氏名 有限会社高島興業

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 高島 慶美

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

山梨県知事 後藤 齋

齋



許可の年月日 平成29年6月22日

許可の有効年月日 平成34年6月21日

1 事業の範囲

産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物を含む場合はその旨を含む。)	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類(※)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(※)、鋳さい、がれき類(※)、ばいじん、施行令第2条第13号に係る産業廃棄物
	以上13種類 (※印があるものは、石綿含有産業廃棄物を含む。) 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
積替え保管の有無	無し

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

無し

3 許可の条件

無し

4 許可の更新・変更の状況

平成29年6月22日 新規許可

5 積替え許可の有無

有・無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無